

議案第 3 号

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和 6 1 年杉並区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 2 条 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 1 中 7 の項を削り、6 の 2 の項を 7 の項とし、1 6 の項を削り、1 5 の 2 の項を 1 6 の項とする。

別表第 2 の 2 の項中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務」に改め、同表の 5 の項を次のように改める。

5 区長	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規

めるもの	則で定めるもの
------	---------

別表第2の6の項中

「	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

を

「	身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---	---

	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の7の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）」に改め、同表の8の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の9の項を次のように改める。

9 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の11の項を次のように改める。

11 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の12の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同表の13の項中「身体障害者手帳

関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の14の項から16の項までを次のように改める。

14 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
15及び16 削除		

別表第2の18の項中「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の19の項中「中国残留邦人等支援給付等の」を「中国残留邦人等支援給付の」に、「中国残留邦人等支援給付等関係事務」を「中国残留邦人等支援給付関係事務」に、

「	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規

を
「

則で定めるもの
老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険法による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 20 の項中「介護保険法」の次に「（平成 9 年法律第 123 号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 21 の項中

「
を
「

国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 2 2 の項及び 2 3 の項を次のように改める。

2 2	削除		
2 3	区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 4 の項の次に次のように加える。

2 4 の 2	区長	昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
			区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
			区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
	都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
	都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項中

「	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
---	---------------------------

	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 27 の項中

「	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 28 の項中

「	
---	--

を

「

区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの

区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの

区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の 29 の項及び 30 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 31 の項を削り、同表の 30 の 2 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同項を同表の 31 の項とし、同表の 32 の項及び 34 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 38 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------

に改め、同表の39の2の項中

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------

を

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の39の2の2の項を削り、同表の39の3の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、

	区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

に改め、同表の40の項、42の項及び43の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

別表第3の2の項中「中国残留邦人等支援給付等関係事務」を「中国残留邦人等支援給付関係事務」に改め、同表の2の2の項を削り、同表の3の項中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条の改正規定、同条例別表第1中16の項を削り、15の2の項を16の項とする改正規定、同条例別表第2の38の項及び39の2の項の改正規定並びに同表の39の2の2の項を削る改正規定を除く。）は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務等を改める等の必要がある。

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する</p>

特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条による改正(杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

第3条による改正(杉並区特別区税条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(種別割の減免)</p> <p>第47条 略</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第47条 略</p>

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（番号利用法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（番号利用法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略